6．行政サービス実施コスト計算書に記載している損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外除売却差額相当額、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額のセグメント別金額は以下のとおりです。

（単位：円）

区　　分	研究者の養成	国 際 交 流	科学研究費補助金	学術研究助成基金	審査・評価	先端研究助成基金	研究者海外派遣基金	最先端研究開発戦略的強化費補助金	その他の事業	計	法 人 共 通	合　　計
損益外減価償却相当額	39,439	337,419	0	0	0	0	0	0	0	376,858	3,913,978	4,290,836
損益外減損損失相当額	8,654,809	0	5,772,033	0	0	0	0	0	0	14,426,842	146,067,466	160,494,308
損益外除売却差額相当額	1	161,858	0	0	0	0	0	0	0	161,859	54,536,882	54,698,741
引当外賞与見積額	△ 394,456	△ 860,400	△ 675,445	△ 392,435	△ 484,224	0	0	△ 25,682	△ 51,960	△ 2,884,602	△ 767,409	△ 3,652,011
引当外退職給付増加見積額	12,268,601	30,839,412	22,457,947	0	15,015,718	0	0	268,738	1,604,089	82,454,505	52,849,717	135,304,222

10．区分経理に関する書類

⑴　各勘定間の経理の対象と、勘定相互間の関係

先端研究助成業務勘定及び研究者海外派遣業務勘定は、平成21年度の一般会計補正予算（第１号）により交付された補助金及び、運用により生じた利子その他の収入により行われる下記の業務を経理の対象としています。（独立行政法人日本学術振興会法附則第２条の２及び、同第２条の５）

また学術研究助成業務勘定は、毎年度学術研究助成基金に充てるために交付された補助金及び、運用により生じた利子その他の収入により行われる下記の業務を経理の対象としています。（独立行政法人日本学術振興会法第18条及び、同第19条）

一般勘定は、学術研究助成業務、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務以外の業務を経理の対象としています。

○各勘定で経理の対象とする業務

一般勘定	独立行政法人日本学術振興会法第15条第１号から同条第９号に掲げる業務のうち、下記の業務を除いた業務
学術研究助成業務勘定	【学術研究助成業務】 独立行政法人日本学術振興会法第15条第１号に掲げる業務のうち文部科学省が財務大臣と協議して定めるもの及び、これに附帯する業務（学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る）
先端研究助成業務勘定	【先端研究助成業務】 独立行政法人日本学術振興会法第15条第１号に掲げる業務のうち先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成に係るもの及び、これに附帯する業務（先端研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る）
研究者海外派遣業務勘定	【研究者海外派遣業務】 独立行政法人日本学術振興会法第15条第３号に掲げる業務のうち有為な研究者の海外への派遣に係るもの及び、これに附帯する業務（研究者海外派遣基金をこれに必要な費用に充てるものに限る）

上記勘定間の間では、法令等で予定した取引はありませんが、共通経費の配分基準等の期末の決算整理仕訳などによる一時的な未収金、未払金などの債権債務関係が生じています。

